

令和元年度

青梅市自治会連合会定期総会議案

- 日時 令和元年5月11日 午前10時
- 場所 青梅市役所2階会議室

総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議事
 - 議案 (1)平成30年度事業報告
 - 議案 (2)平成30年度収支決算報告および監査報告
 - 議案 (3)平成30年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支決算報告および監査報告
 - 議案 (4)令和元年度事業計画(案)
 - 議案 (5)令和元年度収支予算(案)
 - 議案 (6)令和元年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支予算(案)
 - 議案 (7)令和元年度役員の承認について(案)
- 6 新役員代表あいさつ
- 7 退任役員に対する感謝状および記念品贈呈
- 8 市長から退任自治会長に対する感謝状および記念品贈呈
- 9 退任者代表あいさつ
- 10 閉会のことば

青梅市自治会連合会

<http://www.ome-rengou.jp/>

青 梅 市 民 憲 章

小鳥が遊ぶ

緑深い野山

清流が岩をかみ

まちをつらぬく

澄みきった空

黒い豊かな大地

遠い祖先からうけついで

歴史と文化がいきづくまち

それが

わたしたちの青梅

そこに住む 市民みんなのしあわせと 活気にみちた郷土をきずくために

- 1 木や花をたいせつにし 美しいまちをつくろう
- 2 とともに学びあい 心やからだをきたえよう
- 3 明るい家庭をつくり 若い力を育てよう
- 4 よく働き 豊かな暮らしをともにしよう
- 5 協力し助けあい 住みよいまちにしよう

綴込資料

- 1 退任役員
- 2 退任自治会長
- 3 青梅市自治会連合会規約
- 4 青梅市自治会連合会規約施行規則
- 5 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規
- 6 青梅市自治会連合会個人情報取扱方法
- 7 支会別・年度別自治会加入世帯数

議案（１）

平成３０年度事業報告

平成 30 年度、国際政治では 6 月に史上初の米朝首脳会談が開催されました。スポーツではサッカーワールドカップロシア大会の開催、また様々な競技種目で日本人選手が活躍をしました。

自然災害は、6 月に大阪府北部地震で震度 6 弱を観測、7 月の 6・7 日にかけては西日本を襲った豪雨で死者 200 余名からの甚大な被害があり、9 月には北海道胆振東部地震でマグニチュード 7 を観測し地震、豪雨の脅威をまざまざと見せつけられました。

青梅市においては 7 月 23 日に都内初の 40.8℃を記録し、東京都では 30℃以上が 25 日以上続く猛暑となりました。台風は 12 号が東から西に列島縦断する経験のない進路をとり、最強の 21 号は全国で死者が 11 名を数える被害を、24 号は暴風を伴いながら列島を縦断し、市内にも多数の被害と爪痕を残しました。異常気象の恒常化による自然災害に対して、対応が難しい時代となっています。万全の心構えと備え、危険に遭う前に命を守る行動が必要です。

12 月には昨年引き続き「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、相互の連携強化および協働による取組を円滑に推進するため、自治会連合会と市との情報交換会を実施しました。

自治会連合会では、防犯・防災面での地域市民の安全確保に関する取り組み、地域コミュニティの醸成、加入促進活動の推進、退会防止策の検討、会員の親睦と福祉の増進等多岐にわたる事業を進めています。

定期総会にあたり、会員皆様ならびに青梅市および関係各位から寄せられました深い御理解と絶大なる御支援に心からお礼申し上げますとともに、平成 30 年度の事業の概要を報告いたします。

1 各種研修会

(1) 新任自治会長研修「自治会活動の事例を聴いて！

仲間の活動が取組のヒントに！」

ア 期 日 7 月 1 日(日)

イ 内 容

事例報告

演題「トランシーバーによる安否確認」

報告者 沢井 2 丁目自治会 青木 孝 氏

演題「防災ボランティア訓練」

報告者 東青梅 5 丁目自治会 篠原 澄子 氏

演題「自治会組織再生への試み～変化したものは～」

報告者 天ヶ瀬町自治会 野末 信義 氏

演題「第 8 支会の取組～学校と地域との連携推進～」

報告者 多摩団地自治会 池田 政次 氏

ウ 参加者 自治会長 79 名

(2) 支会長宿泊研修

平成 30 年度連合会活動方針の具体的な内容検討および各支会での課題報告、情報共有を行うため、5 月 20、21 日に支会長宿泊研修を実施した。

(3) 役員研修

ア 期 日 10 月 26 日(金)

イ 視 察 先 和光市自治会連合会、陸上自衛隊朝霞駐屯地

ウ 参 加 者 連合会役員 25 名

エ 目 的 和光市…和光市自治会連合会の取組状況について
陸上自衛隊朝霞駐屯地…体育学校施設の見学

オ 結果報告

和光市自治会連合会における、加入促進、退会防止に対する取組状況や活動状況他、意見情報交換を実施した。

また、陸上自衛隊朝霞駐屯地では体育学校施設の見学および、オリンピック・パラリンピックに向けた選手の練習を見学した。

2 未加入世帯の加入促進

(1) 連合会の加入促進活動

9 月 16 日(日)おーちゃんフェスタ 2018 会場においてチラシ、ティッシュを配付し自治会加入の呼び掛けを行った。また、11 月 3 日(土)4 日(日)の産業観光まつりにおいてもチラシ、ティッシュの配布と呼び掛けを行うと共に、自治会活動を紹介したパネル展示を行った。

(2) 支会単位の加入勧誘活動

各市民センターを会場とする文化祭等において支会、自治会の活動状況を紹介し、加入促進を図った。第8支会では四小、霞台中へ自治会長が講師となって地域の歴史や文化を伝える授業を実施した。

(3) 市の施設における加入促進活動

市役所および市民センター窓口において、加入促進パンフレットの配布およびちらし・ポスターの掲示を行った。また、小学校入学予定者の入学説明会の際に、対象児童の保護者に対し「自治会加入のちらし」を配付した。

(4) 各支会・自治会の活動状況などを「広報おうめ」自治会活動紹介コーナーへ継続掲載をした。また、2月15日号に特集ページを掲載し、広く市民への情報提供に努めた。

3 青梅市自治会連合会ホームページ

自治会活動について理解を広め、加入促進に繋げるため、ホームページに連合会、各支会および各自治会の活動状況や取組等を掲載した。

また、バナー広告継続のため協力企業等を訪問し、18社から協力を頂いた。

4 自治会連合会すまいるカード事業の促進

自治会加入世帯を対象とした会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業は、101社の企業・商店等の協力により運営した。

なお、協力企業・商店等の継続、新規にあっては、連合会三役、各支会長が各地区内の企業・商店を訪問し、サービスの協力依頼を行った。

自治会加入の目に見えるメリットとして開始した事業も5年目を迎え、平成30年4月にパンフレットの更新を行った。また、平成31年4月からの新カードへの切替のため、3月中に各自治会へ送付した。

10月31日(水)には神奈川県平塚市自治会連絡協議会、11月15日(木)には茨城県石岡市区長会が「すまいるカード事業」に対する取組や運営方法についての視察として来青され受け入れを行った。

5 青梅市議会の傍聴

自治会運営に資するため9月10日(月)正副会長および支会長6名が一般質問を傍聴した。

6 事業計画の推進

- (1) 7月から8月にかけて市と協働で自治会アンケートを実施し、自治会活動の現状と課題の把握を行った。
- (2) 自治会アンケートの結果と平成29年度までの地域コミュニティ活性化検討会議でのまとめを踏まえ、事業計画を推進するにあたり、「自治会役員の負担軽減と女性の参画推進委員会」と「小・中学校PTA、学校との連携委員会」の二つの委員会を立ち上げ、それぞれの課題について協議を行った。(7月10日(火)～12月11日(火)の計4回実施)
- (3) 学校との連携では市教育委員会との共催で10月20日(土) 銭谷眞美講師による「地域とともにある学校」講演を行い連携への知識を深めた。

7 青梅市との情報交換会の実施

「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、連合会は取組状況の報告等、市は財政状況および市民との懇談会についての報告等を行い、情報共有および共通認識のもと、地域の課題解決に向けた取組について協議をした。

8 コミュニティ事業の推進

各支会において次のような事業を進め、地域コミュニティの醸成に努めた。

- (1) 自主防災組織等の充実

消防団および支会内諸団体と連携し、地域住民の防災訓練を実施し、自主的な防災思想の普及に努めるとともに防災組織の充実を図った。

6月24日(日)に今井地区を対象に土砂災害対応訓練が今井市民センター駐車場・体育館において行われ、316名が参加協力した。

また8月26日(日)には河辺小学校庭にて青梅市総合防災訓練が行われ第10支会が訓練に参加した。

青梅市自主防災組織連絡会では、6月12日(火)および平成31年1月8日(火)に自主防災組織の活動や防災リーダー(防災士)の育成事業について等を防災課より説明を受けた。

自治会、支会で行った防災訓練へは学校、PTAの参加があつた。

(2) 防災講演会の開催

防災に関する知識の向上のため、平成 31 年 1 月 20 日(日)に市と共催により講演会を開催した。

ア 演 題 「自助・共助で取り組む地域防災～災害が起きた時に必要なこと～」

イ 講 師 N P O 法人日本防災士会 大澤 サユリ 氏

エ 参加者 298 名

(3) 地域の安全・安心の会等を通じ防犯パトロール等を実施した。

(4) 健康と体力の増進

地区市民運動会および各種スポーツ大会等、健康増進のための諸事業を実施し、地域住民の健康と体力の増進に努めた。

8 月 12 日(日)夏期巡回ラジオ体操・みんなの体操会が第一小学校にて開催され、第 1 支会、第 2 支会を中心に多くの自治会員が参加した。

12 月 2 日(日)第 80 回を記念し奥多摩溪谷駅伝に支会、自治会の部が新設され、30 チームが参加した。

(5) 美化活動の推進

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、各自治会内の道路・河川等の清掃美化に努めた。

8 月 5 日(日)多摩川一万人清掃に多くの自治会員の協力があった。

(6) 青少年の育成等

地域の青少年対策地区委員会、P T A 等の関係団体と連携し、青少年の健全育成のため、関係事業に協力した。

(7) 文化的事業活動

文化祭、お祭り等、地域住民のふれあいの場となる事業を実施し、コミュニティの基礎となる住民相互の理解と親睦を深めるとともに、青梅大祭等に協賛した。

9 青梅市に対する協力

(1) 各種審議会委員等の推薦

青梅市の施策等を検討する各種審議会等に委員として参加し、市政に住民の意見を反映した。

(2) 周知物の協力

自治会組織を通して市および官公署等からの周知物の配布・回覧・掲示を実施し、行政サービス等の周知に協力した。

(3) 美化活動と資源再利用活動

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、多摩川 1 万人の清掃大会等への参加により、地域の美化に努めた。各地区のごみの減量と資源のリサイクルのため、資源回収を実施し、循環型社会に貢献した。

なお、市が実施する「資源再利用実施団体奨励報償金制度」の利用状況は次のとおりである。

| 資源再利用実施団体奨励報償金制度の利用状況 | | |
|-----------------------|---------|----------|
| 実施団体 | 延べ実施回数 | 回収量 |
| 143 団体 | 1,647 回 | 3,582 トン |

(4) 各市民センターの運営協力

地域コミュニティの拠点である市民センターの運営に参画し、事業の実施に協力した。

10 自治会施設の整備等

市の補助を受けて次の整備等を行った。

- (1) 集会施設整備 24 件 (24 自治会)
- (2) 掲示板修繕 82 枚

11 関係団体との情報交換会

(1) 社会福祉協議会・防犯協会・防火防災協会との情報交換会の開催

2 月 4 日(月)に自治会連合会と青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会と情報交換会を実施、自治会員加入に向けた必要性の共通認識のもと、具体的な対策案を協議した。

(2) 青梅市高齢者クラブとの情報交換会

2 月 4 日(月)に青梅市高齢者クラブとお互いの組織の現状についておよび会員増強は大きな課題であることを共通の認識とする情報交換を行った。

12 公益的団体に対する協力

(1) 青梅市社会福祉協議会事業等に対する協力

地域社会の福祉向上のため、青梅市社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力した。

(2) 各種募金等に対する協力

次のとおり募金活動等に協力した。

| | | | |
|---|-------------|-----|------------|
| ア | 赤い羽根共同募金 | 募金額 | 1,635,629円 |
| イ | 日本赤十字会員増強運動 | 実績 | 2,502,310円 |
| ウ | 緑の募金 | 募金額 | 217,030円 |
| エ | 歳末たすけあい運動 | 募金額 | 6,980,344円 |

1月18日(金)日本赤十字社東京都支部より1,580枚の救護用毛布の支給を受けた。

(3) 防犯協会等に対する協力

青梅防犯協会、青梅防火防災協会、青梅交通安全協会の事業等に協力し、地域社会の安全・安心に努めた。防犯協会では、各自治会が青色防犯パトロールカーを借用時に自治会仕様の内容の防犯啓発テープを渡し、パトロール活動を実施した。

1.3 近隣市町村自治会連合会との連携

6月28日(木)に福生市において平成30年度西多摩地区自治会・町内会連合会長会の総会が開催されたほか、定例研修会、視察研修会に参加し、情報・意見交換を行い連携を図った。

(1) 定例研修会

| | | |
|---|------|---|
| ア | 期日 | 10月16日(火) |
| イ | 研修場所 | 羽村市コミュニティセンター |
| ウ | 参加者 | 正副会長、支会長 |
| エ | テーマ | 講演会「落語に学ぶ豊かな人間関係～町内会・自治会の 会員増と活性化のためには～」 |
| オ | 講師 | 落語家 立川 談之助(たてかわ だんのすけ) |

(2) 視察研修会

| | | |
|---|-----|---------------------|
| ア | 期日 | 平成31年2月18日(月) |
| イ | 視察先 | 羽村市水道事務所及び第1配水場の配水塔 |
| ウ | 参加者 | 会長 |
| エ | 内容 | 施設の見学、情報交換等 |

1 4 東京都町会連合会との連携

平成 30 年度から東京都町会連合会に加入し、6 月 20 日の定期総会のほか常任理事会等に会長が出席した。

8 月 8 日（水）には多摩地域の町会・自治会連合会の情報交換会が開催され、会長が出席した。

11 月 14 日には、全国自治会連合会の大会が東京都で開催され、都町連の構成団体として会長、副会長、第 7 支会長が出席した。

令和元年 5 月 11 日

青梅市自治会連合会
会 長 高 橋 正

議案（2）

平成30年度青梅市自治会連合会会計収支決算

収 入

(単位 円)

| 科 目 | 予算額 (A) | 収入済額 (B) | 増減 (B)-(A) | 説 明 |
|------------|-----------|-----------|------------|---|
| 1 負担金 | 1,435,760 | 1,435,760 | 0 | |
| 1 負担金 | 1,435,760 | 1,435,760 | 0 | 均等割 3,000円×158自治会=474,000円 世帯割 40円×24,044世帯=961,760円 |
| 2 交付金 | 2,196,000 | 2,196,000 | 0 | |
| 1 自治会振興交付金 | 2,196,000 | 2,196,000 | 0 | 青梅市自治会振興交付金2,196,000円 |
| 3 繰越金 | 1,330,945 | 1,330,945 | 0 | |
| 1 繰越金 | 1,330,945 | 1,330,945 | 0 | 前年度繰越金 |
| 4 諸収入 | 575,295 | 595,017 | 19,722 | |
| 1 預金利子 | 17 | 17 | 0 | 普通預金利子 |
| 2 助成金 | 250,000 | 250,000 | 0 | 青梅市社会福祉協議会助成金 |
| 3 雑収入 | 325,278 | 345,000 | 19,722 | 総会祝金、すまいるカードパンフレット 広告代315,000円 |
| 合 計 | 5,538,000 | 5,557,722 | 19,722 | |

支 出

(単位 円)

| 科 目 | 予算額 (A) | 支出済額(B) | 差引残額(A)-(B) | 説 明 |
|-----------|-----------|-----------|-------------|--|
| 1 会議費 | 510,000 | 475,644 | 34,356 | |
| 1 総会費 | 470,000 | 398,083 | 71,917 | 記念品代、印刷代、準備費等 |
| 2 会議費 | 40,000 | 77,561 | △ 37,561 | 各種会議費 |
| 2 事業費 | 3,750,000 | 3,532,683 | 217,317 | |
| 1 調査研究費 | 600,000 | 590,380 | 9,620 | 役員研修視察費、支会長研修費 |
| 2 研修費 | 900,000 | 643,477 | 256,523 | 自治会長研修費 |
| 3 自治会振興費 | 450,000 | 568,418 | △ 118,418 | 新旧役員懇親会、役員忘年会等 |
| 4 加入特典事業費 | 1,400,000 | 1,278,396 | 121,604 | すまいるカードパンフレット印刷費等 すまいるカード更新 |
| 5 その他の事業費 | 400,000 | 452,012 | △ 52,012 | 支会長防災服、自治会長帽子等 (新) 奥多摩溪谷駅伝参加費助成 |
| 3 負担金 | 60,000 | 90,000 | △ 30,000 | |
| 1 負担金 | 60,000 | 90,000 | △ 30,000 | 西多摩地区自治会・町内会連合会会長会 負担金、(新) 東京都町会連合会会費 |

| 科 目 | 予算額 (A) | 支出済額(B) | 差引残額(A)-(B) | 説 明 |
|----------|-----------|-----------|-------------|---------------|
| 4 事務費 | 198,000 | 133,434 | 64,566 | |
| 1 消耗品費 | 75,000 | 26,948 | 48,052 | 事務用消耗品 |
| 2 通信運搬費 | 120,000 | 102,382 | 17,618 | 携帯電話代、郵便料 |
| 3 雑費 | 3,000 | 4,104 | △ 1,104 | 振込手数料 |
| 5 慶弔費 | 140,000 | 55,000 | 85,000 | |
| 1 慶弔費 | 140,000 | 55,000 | 85,000 | 自治会長傷病見舞金、弔慰金 |
| 6 交際費 | 370,000 | 391,000 | △ 21,000 | |
| 1 交際費 | 250,000 | 271,000 | △ 21,000 | 各種団体総会祝金等 |
| 2 会長等活動費 | 120,000 | 120,000 | 0 | 会長・副会長・会計活動費 |
| 7 予備費 | 510,000 | 0 | 510,000 | |
| 1 予備費 | 510,000 | 0 | 510,000 | |
| 合 計 | 5,538,000 | 4,677,761 | 860,239 | |

収入支出差引残額 879,961 円は翌年度へ繰越します。

令和元年5月11日

青梅市自治会連合会会長

高橋 正

同 会計

高野 公男

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

平成31年4月5日

青梅市自治会連合会会計監事

影山 正和

同 監事

榎戸 直文

同 監事

砂田 唱志

議案（3） 平成30年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支決算

収入 (単位 円)

| 科 目 | 予算額 (A) | 収入済額 (B) | 増減 (B)-(A) | 説 明 |
|-----------|-----------|-----------|------------|----------------------------|
| 1 助 成 金 | 150,000 | 150,000 | 0 | 青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会 |
| 2 バナー広告収入 | 648,000 | 648,000 | 0 | 1ヶ月3,000円 全18社 |
| 3 繰 越 金 | 931,217 | 931,217 | 0 | |
| 4 支会負担金 | 121,000 | 121,000 | 0 | 11,000円×11支会=121,000円 |
| 5 預金利子 | 10 | 13 | 3 | |
| 6 雑収入 | 773 | 0 | △ 773 | |
| 合 計 | 1,851,000 | 1,850,230 | △ 770 | |

支出 (単位 円)

| 科 目 | 予算額 (A) | 支出済額 (B) | 差引残額(A)-(B) | 説 明 |
|---------|-----------|----------|-------------|----------------------|
| 1 事 業 費 | 800,000 | 695,232 | 104,768 | ホームページ保守委託料 部分修正費 |
| 2 研 修 費 | 230,000 | 0 | 230,000 | 研修未実施 |
| 3 支払手数料 | 1,000 | 1,728 | △ 728 | 振込手数料 |
| 4 予 備 費 | 820,000 | 0 | 820,000 | |
| 合 計 | 1,851,000 | 696,960 | 1,154,040 | |

収入支出差引残額 1,153,270円は翌年度へ繰越します。

令和元年5月11日

青梅市自治会連合会会長 高 橋 正

同 会 計 高 野 公 男

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

平成31年4月5日

青梅市自治会連合会会計監事 影 山 正 和

同 監 事 榎 戸 直 文

同 監 事 砂 田 唱 志

1 目標

自治会組織本来の目的である住民福祉の増進と自治会の健全な発展を図るため、次の事業を実施する。なお事業実施にあたっては、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、その協働に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 各種研修会

- ア 新任自治会長研修会
- イ 正副支会長宿泊研修会
- ウ 役員研修

(2) 自治会制度等の調査研究

- ア 自治会役員負担軽減の推進
- イ 自治会活動への女性の参画推進
- ウ 小、中PTA、学校との連携
- エ 委員会の設置

(3) 組織の強化

- ア 自治会加入促進活動の実施、支会長会等における加入・退会防止対策に向けた事業や方策等の検討
- イ 青梅市自治会連合会に未加入の自治会に対する、自治会連合会への加入呼びかけ
- ウ 青梅市自治会連合会ホームページの充実
- エ 会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業の充実
- オ 広報紙の発行

(4) コミュニティ事業の推進

- ア 市議会傍聴
- イ 地域自主防災組織の充実、強化を図る事業
- ウ 地域の安全を守る活動の強化を図る事業
- エ 運動会、スポーツ大会等、健康と体力の増進を図る事業
- オ 美化運動、ごみ減量運動および資源再利用運動の推進
- カ 市民センター事業への協力
- キ 青少年健全育成事業の推進
- ク 地域の文化的事業の推進
- ケ 青梅大祭等への協賛
- コ その他コミュニティ形成に必要な事業の実施

(5) 行政への協力

- ア 各種審議会等への委員の推薦
- イ 市周知物の配布および回覧・掲示
- ウ 資源再利用実施団体奨励報償金制度の奨励
- エ 避難行動要支援者支援制度への協力
- オ 青梅市ポイ捨ておよび飼い犬のふんの放置防止パトロールへの協力
- カ その他住民福祉に必要な行政への協力

(6) 公益団体への協力

- ア 社会福祉協議会の事業への協力
- イ 防犯および防火防災、交通安全等各種団体の事業への協力
- ウ 赤い羽根共同募金等各種募金活動への協力
- エ その他公益団体が実施する事業への協力

(7) 近隣市町村自治会連合会との連携

(8) 東京都町会連合会との連携

令和元年5月11日

青梅市自治会連合会
会長 高橋 正

議案（５）

令和元年度青梅市自治会連合会会計収支予算(案)

収 入

(単位 円)

| 科 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|------------|-----------|-----------|-----------|---|
| 1 負 担 金 | 1,400,200 | 1,435,760 | △ 35,560 | |
| 1 負 担 金 | 1,400,200 | 1,435,760 | △ 35,560 | 均等割 3,000円×158自治会=474,000円 世帯割 40円×23,155世帯=926,200円 |
| 2 交 付 金 等 | 1,760,000 | 2,196,000 | △ 436,000 | |
| 1 自治会振興交付金 | 1,760,000 | 2,196,000 | △ 436,000 | 青梅市自治会振興交付金 |
| 3 繰 越 金 | 879,961 | 1,330,945 | △ 450,984 | |
| 1 繰 越 金 | 879,961 | 1,330,945 | △ 450,984 | 前年度繰越金 |
| 4 諸 収 入 | 574,839 | 575,295 | △ 456 | |
| 1 預 金 利 子 | 17 | 17 | 0 | 普通預金利子 |
| 2 助 成 金 | 250,000 | 250,000 | 0 | 青梅市社会福祉協議会助成金 |
| 3 雑 収 入 | 324,822 | 325,278 | △ 456 | 総会祝金、パンフレット広告代 |
| 合 計 | 4,615,000 | 5,538,000 | △ 923,000 | |

支 出

(単位 円)

| 科 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|-----------------|-----------|-----------|-----------|---|
| 1 会 議 費 | 480,000 | 510,000 | △ 30,000 | |
| 1 総 会 費 | 400,000 | 470,000 | △ 70,000 | 記念品、印刷代、準備費等 |
| 2 会 議 費 | 80,000 | 40,000 | 40,000 | 各種会議費 |
| 2 事 業 費 | 3,200,000 | 3,750,000 | △ 550,000 | |
| 1 調 査 研 究 費 | 800,000 | 600,000 | 200,000 | 役員研修視察費 (新) 正副支会長研修費 |
| 2 研 修 費 | 700,000 | 900,000 | △ 200,000 | 自治会長研修費 |
| 3 自 治 会 振 興 費 | 450,000 | 450,000 | 0 | 新旧役員懇親会等 |
| 4 加 入 特 典 事 業 費 | 800,000 | 1,400,000 | △ 600,000 | すまいるカードパンフレット印刷費 カード更新作成費等 (新) 広報紙の発行 |
| 5 そ の 他 の 事 業 費 | 450,000 | 400,000 | 50,000 | 支会長防災服、奥多摩溪谷駅伝助成金 |
| 3 負 担 金 | 60,000 | 60,000 | 0 | |
| 1 負 担 金 | 60,000 | 60,000 | 0 | 西多摩地区自治会・町内会連合会長会 負担金、東京都町会連合会負担金 |

| 科 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|--------------|
| 4 事 務 費 | 198,000 | 198,000 | 0 | |
| 1 消 耗 品 費 | 70,000 | 75,000 | △ 5,000 | 事務用消耗品等 |
| 2 通 信 運 搬 費 | 120,000 | 120,000 | 0 | 携帯電話代、郵便料 |
| 3 雑 費 | 8,000 | 3,000 | 5,000 | 振込手数料 |
| 5 慶 弔 費 | 140,000 | 140,000 | 0 | |
| 1 慶 弔 費 | 140,000 | 140,000 | 0 | |
| 6 交 際 費 | 370,000 | 370,000 | 0 | |
| 1 交 際 費 | 250,000 | 250,000 | 0 | 各種団体総会祝金等 |
| 2 会 長 等 活 動 費 | 120,000 | 120,000 | 0 | 会長・副会長・会計活動費 |
| 7 予 備 費 | 167,000 | 510,000 | △ 343,000 | |
| 1 予 備 費 | 167,000 | 510,000 | △ 343,000 | |
| 合 計 | 4,615,000 | 5,538,000 | △ 923,000 | |

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和元年5月11日

青梅市自治会連合会

会 長 高 橋 正

議案（6） 令和元年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支予算(案)

収 入 (単位 円)

| 科 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|-------------|-----------|-----------|---------|----------------------------|
| 1 助 成 金 | 150,000 | 150,000 | 0 | 青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会 |
| 2 バナー広告収入 | 648,000 | 648,000 | 0 | 36,000円×18社=648,000円 |
| 3 繰 越 金 | 1,153,270 | 931,217 | 222,053 | |
| 4 支 会 負 担 金 | 121,000 | 121,000 | 0 | 11,000円×11支会=121,000円 |
| 5 預 金 利 子 | 10 | 10 | 0 | |
| 6 雑 収 入 | 720 | 773 | △ 53 | |
| 合 計 | 2,073,000 | 1,851,000 | 222,000 | |

支 出 (単位 円)

| 科 目 | 本 年 度 | 前 年 度 | 比 較 | 説 明 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|----------------------|
| 1 事 業 費 | 1,200,000 | 800,000 | 400,000 | ホームページ保守委託料 画面修正費 |
| 2 研 修 費 | 230,000 | 230,000 | 0 | ホームページ活用研修費 |
| 3 支 払 手 数 料 | 1,000 | 1,000 | 0 | 振込手数料 |
| 4 予 備 費 | 642,000 | 820,000 | △ 178,000 | |
| 合 計 | 2,073,000 | 1,851,000 | 222,000 | |

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和元年5月11日

青梅市自治会連合会

会 長 高 橋 正

議案（7）

令和元年度青梅市自治会連合会役員（案）

| 役 職 | 氏 名 | 所属支会 | 所属自治会 | 備 考 |
|------|---------|---------|--------------------------|-----|
| 会長 | 高 橋 正 | 第 2 支会 | 駒木町第 1 | 専任 |
| 副会長 | 宮 口 泉 | 第 8 支会 | 師岡町 3・4 丁目 | 専任 |
| 会計 | 高 野 公 男 | 第 4 支会 | 梅郷 6 丁目 | |
| 常任理事 | 榎 戸 直 文 | 第 1 支会 | 滝ノ上町 | |
| 常任理事 | 宇津木 順 一 | 第 2 支会 | 下長淵第 4 | |
| 常任理事 | 篠 田 俊 男 | 第 3 支会 | 谷野 | |
| 常任理事 | 宮 野 良 一 | 第 5 支会 | 沢井 3 丁目 | |
| 常任理事 | 山 中 章 | 第 6 支会 | 小曾木 3 丁目 | |
| 常任理事 | 井 上 良 平 | 第 7 支会 | 成木 5 丁目 | |
| 常任理事 | 高 橋 誠 | 第 8 支会 | 東青梅 6 丁目 | |
| 常任理事 | 小 花 紀 彦 | 第 9 支会 | 新町 2 丁目 | |
| 常任理事 | 加 藤 久 夫 | 第 10 支会 | 河辺町 8 丁目 | |
| 常任理事 | 齋 藤 操 | 第 11 支会 | 今井中 | |
| 会計監事 | 伊 東 力 | 第 5 支会 | 二俣尾 1 丁目 | |
| 〃 | 宿 谷 弘 行 | 第 6 支会 | 小曾木 4 丁目 | |
| 〃 | 中 村 富 男 | 第 7 支会 | 成木 1 丁目 | |
| 理事 | 山 本 佳 昭 | 第 1 支会 | 森下町 | |
| 〃 | 東 山 進 | 第 1 支会 | 裏宿町 2 丁目 | |
| 〃 | 見 目 幸 司 | 第 2 支会 | 駒木町第 3 | |
| 〃 | 加 藤 研 | 第 2 支会 | 上長淵第 1 | |
| 〃 | 和 山 満 雄 | 第 3 支会 | 野上第 3 | |
| 〃 | 石 川 央 | 第 3 支会 | 今寺西 | |
| 〃 | 須 田 保 宏 | 第 3 支会 | 大門第 2 | |
| 〃 | 原 島 瑞 夫 | 第 4 支会 | 梅郷 5 丁目 | |
| 〃 | 山 田 建 一 | 第 4 支会 | 柚木町 1 丁目 | |
| 〃 | 青 柳 義 雄 | 第 5 支会 | 沢井 1 丁目 | |
| 〃 | 河 野 敏 弘 | 第 6 支会 | 黒沢 3 丁目第 2 | |
| 〃 | 加 藤 利 保 | 第 7 支会 | 成木 7 丁目 | |
| 〃 | 杉 藤 哲 郎 | 第 8 支会 | グリーンサイト [®] 東青梅 | |
| 〃 | 土 屋 久 司 | 第 8 支会 | 東青梅 2 丁目ー 1 | |
| 〃 | 上 原 富 明 | 第 9 支会 | 新町 5・6 丁目 | |
| 〃 | 安 達 和 仁 | 第 9 支会 | 新町 4 丁目 | |
| 〃 | 久 保 善 規 | 第 10 支会 | 河辺町 1 丁目 | |
| 〃 | 清 水 雅 則 | 第 10 支会 | 河辺町 6 丁目 | |
| 〃 | 湊 勲 男 | 第 11 支会 | 藤橋第 2 | |
| 〃 | 宿 谷 久 男 | 第 11 支会 | 藤橋西側 | |
| 〃 | 澤 田 鉄 郎 | 第 11 支会 | 今井城の腰 | |
| 顧問 | 井 上 一 雄 | 第 7 支会 | 成木 7 丁目 | |

退 任 役 員

| 役 職 | 氏 名 | 支 会 名 | 所属自治会 | 備 考 |
|------|---------|---------|------------|-----|
| 常任理事 | 浅 見 俊 行 | 第 1 支会 | 日向和田 1 丁目 | |
| 常任理事 | 市 川 喜久芳 | 第 6 支会 | 小曾木 1 丁目 | |
| 常任理事 | 土 屋 喜 夫 | 第 7 支会 | 成木 3 丁目 | |
| 常任理事 | 木 村 秋 雄 | 第 11 支会 | 藤橋西側 | |
| 会計監事 | 影 山 正 和 | 第 11 支会 | 今井 5 丁目 | |
| 会計監事 | 砂 田 唱 志 | 第 3 支会 | 今寺第 5 | |
| 理事 | 田 中 陽 一 | 第 1 支会 | 勝沼 2 丁目 | |
| 理事 | 大 谷 安 彦 | 第 2 支会 | 上長淵第 4 | |
| 理事 | 山 崎 茂 | 第 6 支会 | 黒沢 2 丁目第 1 | |
| 理事 | 野 村 政 志 | 第 7 支会 | 成木 1 丁目 | |
| 理事 | 工 藤 泰 男 | 第 9 支会 | 末広町 2 丁目 | |
| 理事 | 神 山 敏 廣 | 第 11 支会 | 七日市場第 1 | |

退任者合計 12 名（感謝状贈呈者）

【資料2】

退任自治会長

第1支会（19名中11名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|-------|-------|---------|------|
| 勝沼1丁目 | 根岸典史 | 裏宿町1丁目 | 水村実 |
| 勝沼2丁目 | 田中陽一 | 天ヶ瀬町 | 山下裕 |
| 住江町 | 井上賢二 | 大柳町 | 清水隆司 |
| 青梅本町 | 安済文幸 | 日向和田1丁目 | 浅見俊行 |
| 仲町1丁目 | 伊藤道太郎 | 日向和田3丁目 | 原嶋一喜 |
| 森下町 | 小峰博司 | | |

第2支会（25名中18名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|-------|------|--------|-------|
| 駒木町第1 | 高橋正 | 友田町第4 | 笹本秋幸 |
| 駒木町第2 | 武藤勝則 | 友田町第5 | 松ヶ野全律 |
| 上長淵第2 | 久保彰 | 友田町第7 | 中村光弘 |
| 上長淵第3 | 田中信行 | 千ヶ瀬町第1 | 河辺清 |
| 上長淵第4 | 大谷安彦 | 千ヶ瀬町第2 | 榎本陽典 |
| 下長淵第3 | 八木克己 | 千ヶ瀬町第3 | 久保幸雄 |
| 友田町第1 | 篠辺孝 | 千ヶ瀬町第4 | 吉崎雄一郎 |
| 友田町第2 | 村野忠平 | 千ヶ瀬町第5 | 三重野高視 |
| 友田町第3 | 小俣敬幸 | 千ヶ瀬町第7 | 井上實 |

第3支会（14名中7名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|------|------|------|------|
| 吹上 | 小坂克彦 | 塩船 | 前田榮吉 |
| 野上第1 | 森田充禧 | 今寺西 | 須田英雄 |
| 野上第2 | 池田公男 | 今寺榎 | 中間義春 |
| 大門第1 | 山口一宏 | | |

第4支会（14名中1名退任）

| 自治会名 | 氏名 |
|--------|------|
| 和田町2丁目 | 和田敏信 |

第5支会（14名全員留任）

第6支会（11名中4名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|--------|-------|---------|------|
| 富岡1丁目 | 宿谷三男 | 黒沢1丁目第1 | 中村重美 |
| 小曾木1丁目 | 市川喜久芳 | 黒沢2丁目第1 | 山崎茂 |

第7支会（8名中6名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|-------|------|-------|-----------|
| 成木1丁目 | 野村政志 | 成木4丁目 | 代表 佐久間 昭義 |
| 成木2丁目 | 大道正男 | 成木5丁目 | 井上敏明 |
| 成木3丁目 | 土屋喜夫 | 成木6丁目 | 細田勇 |

第8支会（16名中4名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|----------|------|----------|------|
| 師岡町2丁目 | 野崎康嗣 | 旭ヶ丘団地 | 小野憲治 |
| 師岡町3・4丁目 | 柳内孝雄 | ハイホーム東青梅 | 杉田卓雄 |

第9支会（9名中6名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|--------|------|--------|-------|
| 新町1丁目 | 松永優 | 新町3丁目西 | 清水唯人 |
| 新町2丁目 | 星野芳博 | 末広町1丁目 | 五十嵐茂樹 |
| 新町3丁目東 | 早坂功 | 末広町2丁目 | 工藤泰男 |

第10支会（12名中2名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|---------------|------|-------------|------|
| 河辺グレイムントマンション | 児玉一郎 | ライオンズガーデン河辺 | 加藤祐雅 |

第 1 1 支会（16名中9名退任）

| 自治会名 | 氏名 | 自治会名 | 氏名 |
|------|------|--------|------|
| 藤橋上 | 井上光二 | 今井原今井 | 若林正樹 |
| 藤橋中 | 加藤武雄 | 今井堀之内 | 梅田弘 |
| 藤橋宮本 | 下田俊秀 | 七日市場第1 | 神山敏廣 |
| 藤橋西側 | 木村秋雄 | 今井5丁目 | 影山正和 |
| 今井柳田 | 八木正道 | | |

退任者合計68名

青梅市自治会連合会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は青梅市自治会連合会と称し、事務所を青梅市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は青梅市内の自治会をもって組織する。

2 本会の運営を円滑にするため、前項の自治会を区分して支会を組織する。

(目的)

第3条 本会は会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の連絡協議によって市政への協力および民意反映に努めるとともに、自治会相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究に関すること。
- (2) 自治会活動に資する研修会等の開催に関すること。
- (3) 自治会相互の連絡調整を図ること。
- (4) 市政への協力に関すること。
- (5) 関係機関および団体との協力連携に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 常任理事 | 10名以内 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 会計監事 | 3名 |

2 前項第1号、第2号および第3号の役員は、支会長または支会長経験者のうち別に定める推薦委員会の推薦する者、および同項第4号の役員は支会長のうち役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

3 第1項第5号および第6号は副支会長のうちから役員会の推薦する者

を総会の承認を得て決定する。

(役員の仕事)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の経理をつかさどる。

4 常任理事は理事を指揮し会務を執行する。

5 理事は会務を執行する。

6 会計監事は会計事務を監査する。

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 支会長会

(総会)

第9条 総会は定期総会および臨時総会とし、自治会長全員をもって構成する。

2 定期総会は毎年1回5月にこれを開き、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第10条 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告および決算の承認

(3) 役員の仕事

(4) 事業計画および予算の議決

(5) その他必要な事項

(役員会)

第 1 1 条 役員会は役員全員をもって構成し、随時会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

(支会長会)

第 1 2 条 支会長会は、会長、副会長、会計および常任理事で構成し、随時会長が招集する。

2 支会長会の議長は、副会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

第 1 3 条 総会、役員会および支会長会は構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

第 1 4 条 第 4 条の事業を円滑に推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、会議は、必要に応じて委員長が招集する。

3 専門委員会は、会議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第 1 5 条 本会の経費は各自治会の負担金および市の交付金その他をもってこれに充てる。

(会 計)

第 1 6 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日をもって終る。

(規約の改廃)

第 1 7 条 この規約を改廃しようとするときは、第 1 3 条第 2 項の規定にかかわらず、総会において構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他必要な事項)

第 1 8 条 この規約の施行に際し必要な事項は、役員会の議を経て会長が定める。

付 則

1 この規約は昭和 3 5 年 5 月 3 日から施行する。

2 青梅市自治会長会規約は廃止する。

付 則

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。
- 2 この規約は昭和44年5月16日から施行し、昭和43年12月25日から適用する。

付 則

この規約は昭和46年5月22日から施行する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成24年5月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

青梅市自治会連合会規約施行規則

第 1 条 この規約は青梅市自治会連合会規約（以下「規約」という。）の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 規約第 2 条第 2 項の支会は、青梅、長淵、大門、梅郷、沢井、小曾木、成木、東青梅、新町、河辺、今井の各市民センター区域を単位とする 11 支会とし、この順に番号を付ける。

第 3 条 規約第 15 条の各自治会の負担金は、均等割および世帯割とする。ただし、世帯割については、毎年 4 月 1 日現在の世帯数を基準として算定する。

2 青梅市自治会連合会のホームページ運営事業に関する負担金は、支会割とする。

付 則

- 1 この施行規則は昭和 35 年 5 月 3 日から施行する。
- 2 青梅市自治会長会規約施行規則は廃止する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 36 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規

(目的)

第1条 この内規は、自治会長相互の友愛を深めるため、自治会長およびその家族の死亡等に対し、弔慰金等を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金)

第2条 自治会長またはその親族が死亡したときは、次の区分によって弔慰金を贈呈する。

(1) 自治会長 20,000円

(2) 配偶者 10,000円

(3) 自治会長の父、母、子（自治会長と同一家屋に居住または、自治会長が葬儀の施主である場合）

5,000円

(傷病見舞金)

第3条 自治会長が引き続き15日以上または入院7日以上にわたって療養を要する負傷または疾病にかかった場合においては、傷病見舞金として5,000円を贈呈する。

(災害見舞金)

第4条 自治会長の住居が、焼失等による災害を受けたときは、その災害の程度により20,000円の範囲内で災害見舞金を贈呈する。ただし、この災害が地震等天災地変に該当するときは適用しないものとする。

(弔慰金等の額の特例)

第4条の2 第2条から第4条に規定する弔慰金等の額について、特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(関係者の適用)

第5条 本会与密接な関係にある者で、第2条から第4条までに該当したときは、各条に準じて弔慰金等を贈呈することができる。

2 前項にもとづき弔慰金等を贈呈したときは、次の役員会に報告しなければならない。

(報告)

第6条 自治会長は、前各条に該当することを聞知したときは、支会長を通じて、すみやかに会長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この内規の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この内規は昭和46年10月6日から施行する。
- 2 青梅市自治会連合会慶弔見舞金（内規）は、昭和46年10月5日に廃止する。

付 則

この内規は公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、平成5年4月1日から適用する。ただし、弔慰金については、平成4年9月10日からとする。

付 則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

青梅市自治会連合会 個人情報取扱方法

（目的）

第1条 この個人情報取扱方法（以下「取扱方法」という。）は、青梅市自治会連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 この取扱方法は、総会資料または回覧で役員等に周知するものとする。

（個人情報の取得）

第4条 本会は、支会、自治会等役員者の個人情報を取得するものとする。

2 本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他、本会の運営上必要な事項で、役員等の同意を得た事項

（利用）

第5条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 役員等名簿の作成および役員等への配付
- (3) 本会が実施する事業の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における要支援者等の支援活動

(管理)

第6条 本会が取得した個人情報、会長または会長が指定する役員等が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは東京都、青梅市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 本会、同支会その他これらに準じる公共目的の団体、学校等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(委任)

第8条 この取扱方法に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、役員会の決定を経て会長が定める。

付 則

この取扱方法は、平成29年5月13日から施行する。

【資料7】

支会別・年度別自治会加入世帯数

| | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 |
|-------------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 第1支会 | 3,168 | 3,272 | 3,316 | 3,349 | 3,390 | 3,365 | 3,420 | 3,496 | 3,567 | 3,576 |
| 第2支会 | 4,444 | 4,598 | 4,668 | 4,805 | 4,918 | 5,033 | 5,048 | 5,144 | 5,295 | 5,395 |
| 第3支会 | 2,341 | 2,498 | 2,573 | 2,676 | 2,746 | 2,856 | 2,973 | 3,035 | 3,103 | 3,152 |
| 第4支会 | 2,399 | 2,453 | 2,508 | 2,593 | 2,671 | 2,745 | 2,784 | 2,810 | 2,866 | 2,878 |
| 第5支会 | 956 | 976 | 1,001 | 1,013 | 1,057 | 1,079 | 1,091 | 1,109 | 1,158 | 1,169 |
| 第6支会 | 752 | 773 | 793 | 808 | 836 | 854 | 922 | 1,024 | 1,043 | 1,051 |
| 第7支会 | 559 | 568 | 578 | 583 | 590 | 593 | 599 | 608 | 611 | 609 |
| 第8支会 | 3,266 | 3,358 | 3,423 | 3,496 | 3,566 | 3,653 | 3,721 | 3,761 | 3,768 | 3,850 |
| 第9支会 | 1,426 | 1,501 | 1,603 | 1,696 | 1,719 | 1,753 | 1,794 | 2,140 | 2,185 | 2,255 |
| 第10支会 | 2,479 | 2,578 | 2,637 | 2,650 | 2,692 | 2,698 | 2,804 | 2,827 | 2,822 | 2,935 |
| 第11支会 | 1,365 | 1,469 | 1,533 | 1,593 | 1,628 | 1,667 | 1,742 | 1,805 | 1,869 | 1,878 |
| 小計(A) | 23,155 | 24,044 | 24,633 | 25,262 | 25,813 | 26,296 | 26,898 | 27,759 | 28,287 | 28,748 |
| 未加入自治会(B) | 1,885 | 1,870 | 1,880 | 1,897 | 1,891 | 1,902 | 1,850 | 1,790 | 1,759 | 1,819 |
| 合計A+B=(C) | 25,040 | 25,914 | 26,513 | 27,159 | 27,704 | 28,198 | 28,748 | 29,549 | 30,046 | 30,567 |
| 全世帯数(D) | 63,188 | 62,910 | 62,461 | 62,129 | 61,474 | 60,928 | 60,550 | 60,337 | 59,995 | 59,513 |
| 加入率(%) (C)÷(D) | ※ 39.63% | 41.19% | 42.45% | 43.71% | 45.07% | 46.28% | 47.48% | 48.97% | 50.08% | 51.36% |
| 人口 | 133,574 | 134,708 | 135,570 | 136,545 | 137,108 | 137,608 | 138,431 | 139,410 | 139,941 | 139,829 |

※ 特別養護老人ホーム等入所世帯を除いた世帯数で算出すると、加入率は41.59%です。(各年度4月1日現在)

支会別・年度別自治会数

| | 令和元 | 平成30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 |
|-----------|-----|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1支会 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 19 | 21 | 22 | 23 | 23 |
| 第2支会 | 24 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 |
| 第3支会 | 14 | 14 | 14 | 14 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 | 15 |
| 第4支会 | 13 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| 第5支会 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 15 | 15 |
| 第6支会 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 12 | 14 | 14 | 14 |
| 第7支会 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| 第8支会 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 第9支会 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 第10支会 | 12 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 | 13 |
| 第11支会 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 小計(A) | 156 | 158 | 158 | 159 | 160 | 160 | 163 | 166 | 168 | 168 |
| 未加入自治会(B) | 13 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 11 | 9 | 8 | 8 |
| 合計(A)+(B) | 169 | 170 | 170 | 171 | 172 | 172 | 174 | 175 | 176 | 176 |

(5月1日現在)

